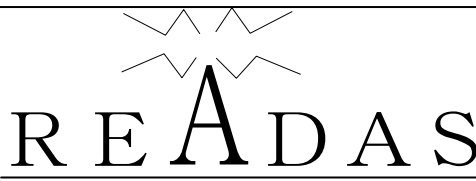


第 5918 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 3月19日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

法人名のフリガナの公表開始

Q：法人名のフリガナの公表が開始されるようですが、どのようになるのですか？

A：法人番号公表サイトにて、公表されます。

【解説】

先ごろ、国税庁から、「法人名のフリガナの公表開始について」が公表されました。

平成29年5月に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定され、法人が活動しやすい環境を実現するため、法人名のフリガナ表記については、(略)登記手続きの申請の際にフリガナの記載を求めるとともに、法人番号公表サイトにおけるフリガナ情報の提供を開始することが決定されました。

これを受け、平成30年3月12日以降、商業・法人登記の申請を行う場合には、登記申請書に法人名のフリガナが記載されることとなり、同年4月2日以降、フリガナ情報が法人番号公表サイトを通じて順次公表されることとなりました。

フリガナの記載は、法務局に商業・法人登記申請書を提出する際に、登記申請書の「商号（名称）」の上部に、法人名のフリガナを記載します。

登記申請書や申出書に記載したフリガナは、法人番号公表サイトを通じて公表・データ提供されます。

なお、公表された法人番号は、利用範囲の制約がないので、自由に利用することができます。

